

第10章 補助金交付事業



フローラルガーデンよさみ

第10章 補助金交付事業

1 合併処理浄化槽設置整備補助事業

合併処理浄化槽は、し尿の他に台所、洗濯、風呂などの生活排水と一緒に処理するもので、し尿のみを処理する単独処理浄化槽に比べると数倍もきれいな水を放流することができます。

平成26年度においては公共下水道未整備地区の海や河川等への汚濁負荷量の軽減を図るため10人槽以下の合併処理浄化槽の設置者に対して予算の範囲内で補助金を交付しています。

補助金のあらましは以下のとおりです。

◎ 補助金を受けることができる方

市内に住所を有し（市外に住所を有する方で、市内に専用住宅を新築、購入等するものを含む）、市税の滞納がない方で、専用住宅（主に居住の用に供する建物又は延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物）に合併処理浄化槽を設置する方

◎ 補助を受けられる地域

下水道法第4条第1項に基づき策定された事業計画に定められた予定処理区域以外の地域

◎ 補助対象となる浄化槽

し尿と雑排水を併せて処理し、BODの除去率90%以上、放流水のBODが20mg/ℓ（日間平均値）以下の機能を有する処理対象人員10人以下の合併処理浄化槽

ただし、国庫補助指針が適用される浄化槽にあつては同指針に適合するもの

◎ 補助金の額

合併処理浄化槽の設置に要する費用以内の額で、次の額を限度とします。

人 槽 区 分	5 人	6～7 人	8～10 人
補 助 限 度 額	千円 310	千円 360	千円 454

◎ 実 績

人槽区分	5 人	7 人	10 人	計	補 助 金 交 付 額
平成22年度	19件	14件	3件	36件	千円 12,292
平成23年度	13件	9件	3件	25件	千円 8,632
平成24年度	23件	13件	1件	37件	千円 12,264
平成25年度	25件	9件	1件	35件	千円 11,444
平成26年度	21件	8件	0件	29件	千円 9,390



2 低公害車購入費補助事業・超小型電気自動車購入費補助事業

自動車の排気ガスによる大気汚染が、わたしたちの生活環境に影響を与えるとともに、地球温暖化の要因の一つにもなっています。

刈谷市では、低公害車を新車購入する方に対して、平成 11 年度から補助金を交付しています。

また、平成 21 年度から、市内の事業者についても補助金の交付対象としています。さらに、平成 26 年度より超小型自動車を新車購入する方に対して、補助金を交付しています。

◎ 補助金を受けることができる方

【低公害車（個人用）】

市内を使用の本拠とする低公害車を非営利かつ自ら使用する目的で新車購入した個人の方で、車検証の登録年月日前 6 ヶ月以上引き続き市内に住所を有し、かつ市税の滞納がない方。

【低公害車（事業用）】

市内に事務所又は事業所を有し、市内を使用の本拠とする低公害車を市内の事務所又は事業所において自らの事業の用に供するために新車購入し、かつ市税の滞納がない事業者（同一業者については 1 年度 1 台）

【超小型電気自動車（個人用）】

市内を使用の本拠とする超小型電気自動車を非営利かつ自ら使用する目的で新車購入した方で、標識交付証明書の標識交付年月日前 6 ヶ月以上引き続き市内に住所を有し、かつ市税の滞納がない方。

【超小型電気自動車（事業用）】

市内に事務所又は事業所を有し、市内を使用の本拠とする超小型電気自動車を市内の事務所又は事業所において自らの事業の用に供するために新車購入し、かつ市税の滞納がない事業者（同一業者については 1 年度 1 台）

◎ 補助対象となる車種

【低公害車】

燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車及び天然ガス自動車

※ただし、事業者用のプラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車の場合は排気量が 1800cc 以下のものに限る。

【超小型電気自動車】

搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とする、第一種原動機付自転車であり、かつ、道路交通法規定による普通自動車に該当するもの。

◎ 補助金の額

【平成 23 年 3 月 31 日までに新車登録をした車両】

- ・電気自動車、ハイブリッド自動車及び天然ガス自動車

1 台につき 12 万円

【平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までに新車登録をした車両】

- ・電気自動車、ハイブリッド自動車及び天然ガス自動車

1 台につき 10 万円



【平成 24 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までに新車登録をした車両】

- ・電気自動車、プラグインハイブリッド自動車 1 台につき 15 万円
- ・ハイブリッド自動車、天然ガス自動車 1 台につき 5 万円

【平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までに新車登録もしくは標識交付をした車両】

- ・電気自動車、プラグインハイブリッド自動車
[個人用] 1 台につき 最大 30 万円 ※車両本体価格の 10%。千円未満は切り捨て。
[事業用] 1 台につき 15 万円
- ・ハイブリッド自動車、天然ガス自動車
1 台につき 5 万円
- ・超小型電気自動車
1 台につき 最大 7 万円 ※車両本体価格の 10%。千円未満は切り捨て。
- ・燃料電池自動車【平成 26 年 12 月 1 日から】
[個人用] 1 台につき 最大 50 万円
※車両本体価格と一般社団法人次世代自動車振興センターが定める当該車両の基準額との差額に 3 分の 2 を乗じて得た額を、車両本体価格から差し引いた額の 10%。千円未満は切り捨て。
[事業用] 1 台につき 最大 40 万円
※車両本体価格と一般社団法人次世代自動車振興センターが定める当該車両の基準額との差額に 12 分の 11 を乗じて得た額を、車両本体価格から差し引いた額の 10%。千円未満は切り捨て。

◎ 実 績

年 度	補 助 台 数	補 助 金 額	備 考
平成 22 年度	978 台	117,360 千円	電気自動車 2 台 ハイブリッド自動車 976 台
平成 23 年度	1,152 台	115,420 千円	電気自動車 11 台 プラグインハイブリッド自動車 7 台 ハイブリッド自動車 1,134 台
平成 24 年度	1,446 台	81,200 千円	電気自動車 7 台 プラグインハイブリッド自動車 34 台 ハイブリッド自動車 1,405 台
平成 25 年度	1,302 台	68,400 千円	電気自動車 5 台 プラグインハイブリッド自動車 28 台 ハイブリッド自動車 1,269 台
平成 26 年度	1,243 台	75,469 千円	燃料電池自動車 2 台 電気自動車 18 台 プラグインハイブリッド自動車 37 台 ハイブリッド自動車 1,186 台
	1 台	70 千円	超小型電気自動車 1 台

3 住宅用太陽光発電システム設置費補助事業

太陽光発電システムは、無尽蔵な自然エネルギーであり、クリーンな石油代替エネルギーでもある太陽光を利用して電気をつくるものです。そして、エネルギー安定供給の確保、地球環境保全の観点から極めて有効であり、エネルギー確保の新しい手段として期待されています。

刈谷市では、平成 11 年度から太陽光発電システムを設置する方に対して、補助金を交付しています。

◎ 補助金を受けることができる方

自ら居住する市内の住宅に太陽光発電システムを設置する方、または市の補助認定を受けている太陽光発電システムが設置されている建売住宅を購入した方で、市税の滞納がない方。

◎ 対象システム

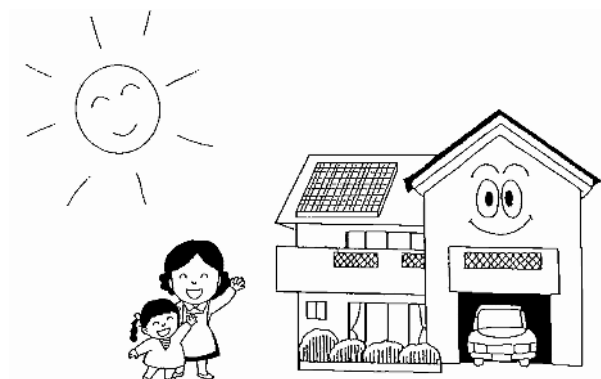
低圧配電線と逆潮流有りで連系し、太陽電池の最大出力（システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力（日本工業規格又は I E C 等の国際規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。）の合計値とする。）が 1 0kW 未満であり、かつ、未使用であるシステム

◎ 補助金の額

5 万円にシステムの最大出力値（4kW を限度）を乗じた額（千円未満切り捨て）

◎ 実 績

年 度	補助件数	補助金額
平成 22 年度	353 件	78,008 千円
平成 23 年度	469 件	103,144 千円
平成 24 年度	455 件	101,799 千円
平成 25 年度	396 件	72,891 千円
平成 26 年度	363 件	68,243 千円



4 高効率エネルギーシステム設置費補助事業

私たちの快適な生活は、資源やエネルギーの大量消費との引き換えのうえに成り立っています。しかし、その結果、地球温暖化という地球規模の大きな問題が生じており、二酸化炭素排出抑制、省エネルギー対策は急務となっています。

刈谷市では、地球温暖化対策の一環として、平成 17 年度よりエネルギーを無駄なく、効率的に利用することができる「高効率エネルギーシステム」を設置する方に対し、補助金を交付しています。

※平成 23 年度から CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器、ガスエンジン給湯器、潜熱回収型給湯器を対象から除外。

◎ 補助金を受けることができる方

市内に住所を有し自らが居住する市内の住宅にエネファームを設置した方及び市内に住所を有し自らが居住する市内の新築のエネファーム付住宅を購入した方で、一般社団法人燃料電池普及促進協会（F C A）から補助金の交付を受けた方で、市税の滞納がない方。

◎ 対象システム

エネファーム（燃料電池コージェネレーションシステム）

◎ **補助金の額**

1 基につき 100,000 円

◎ **実績**

年度	給湯器	補助件数	補助金額
平成 22 年度	ガスエンジン給湯器	0 基	1,475 千円
	潜熱回収型給湯器	17 基	
	CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯器	8 基	
	燃料電池コージェネレーションシステム	9 基	
平成 23 年度	燃料電池コージェネレーションシステム	19 基	1,900 千円
平成 24 年度	燃料電池コージェネレーションシステム	25 基	2,500 千円
平成 25 年度	燃料電池コージェネレーションシステム	34 基	3,400 千円
平成 26 年度	燃料電池コージェネレーションシステム	39 基	3,900 千円

5 住宅用太陽熱利用システム設置費補助事業

太陽熱利用システムは、太陽の熱エネルギーを利用して、給湯や暖房等に利用するものであり、化石燃料に替わる、代替エネルギー効果が期待され、地球温暖化対策として極めて有効です。

刈谷市では、平成 18 年度から太陽熱利用システムを設置する方に対して、補助金を交付しています。

◎ **補助金を受けられることができる方**

自ら居住する市内の住宅に太陽熱利用システムを設置する方で、市税の滞納がない方。ただし、住宅用太陽光発電システムと一体型のシステムを設置した方については、刈谷市住宅用太陽光発電システム設置費補助金との併給はできません。また、補助金の交付は、1 棟につき 1 回を限度としています。

◎ **対象システム**

以下の太陽熱利用システムで、一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品認定を受けたもの。

自然循環型システム

強制循環型システム

空気集熱型システム

◎ **補助金の額**

自然循環型システム 25,000 円

強制循環型、空気集熱型システム 50,000 円

◎ 実 績

年 度	自然循環型	強制循環型	空気集熱型	補助金額
平成 22 年度	—	1 件	—	50 千円
平成 23 年度	2 件	2 件	0 件	150 千円
平成 24 年度	5 件	3 件	0 件	275 千円
平成 25 年度	8 件	1 件	0 件	250 千円
平成 26 年度	9 件	3 件	0 件	375 千円

※表中の「—」は補助対象外

6 生ごみ処理機器購入費補助事業

一般家庭から排出される生ごみの減量及び市民の減量意識の向上を図るため、刈谷市では平成 6 年度からコンポスト容器を、平成 9 年度から加熱、バクテリア等で生ごみを分解する生ごみ処理機を対象として補助金を交付し、普及促進を図っています。

◎ 補助金を受けることができる方

市内に住所を有する方、市内に共同住宅を所有する方で、市税の滞納がない方。または市内に共同住宅を建設する事業者のうち、市長があらかじめ承認した販売指定店で補助金対象機器を購入した方で、市税の滞納がない方。

◎ 対象機器

次に掲げる生ごみ処理機器を補助対象とします。ただし、1 世帯につきそれぞれ 1 基とし、補助対象機器の買換えについては、前回購入した日から 3 年を経過したものとしします。

- (1) 生ごみを単に粉砕するだけでなく加熱、バクテリア等による分解等の方法により、減量し、又は消滅させる機器で、耐久性があり衛生的で水分等が漏れない構造のもの。
- (2) 容量が 70 リットル以上で底部がなく、上部にふたがある機器で、悪臭、害虫等が外部に発散することのない構造及び材質で、生ごみの堆肥化が促進できるもの。

◎ 補助金の額

1 基につき販売価格の 2 分の 1 とし、100 円未満の端数を切り捨てるものとしします。ただし、補助限度額をそれぞれ下記のとおりとしします。

生ごみ処理機	30,000 円
コンポスト容器	5,000 円

◎ 実 績

年度	生ごみ処理機			コンポスト容器			合計 (円)
	基数	補助金額 (円)	数量前年度比 (%)	基数	補助金額 (円)	数量前年度比 (%)	
22	60	1,741,300	61.2	26	80,700	66.7	1,822,000
23	51	1,500,300	85.0	20	62,000	76.9	1,562,300
24	56	1,622,600	109.8	25	80,900	125.0	1,703,500
25	60	1,752,900	107.1	23	72,500	92.0	1,825,400
26	45	1,248,600	71.2	12	38,100	52.5	1,286,700

7 資源回収所設置費補助事業

刈谷市では平成 20 年度から、自治会が自主的に資源の回収量増加を目的として常設の資源回収所を設置した場合、その費用に対して補助金を交付しています。

◎ 補助金を受けることができる方

回収所を自ら設置し、かつ、継続して適性に管理ができる自治会。

◎ 対象事業

回収施設の設置及び付属物の購入を対象とします。ただし、1 箇所につき 1 回を限度とし、施設の建て替え及び修繕並びに付属物の追加購入については、補助の対象となりません。

◎ 補助金の額

補助金額は、設置箇所 1 箇所につき、補助対象事業に係る経費の 10 分の 9 で、上限が 600,000 円です。

◎ 実 績

年度	設置数	設置団体名	設置場所	開設日
22	4	今川自治会	今川町山ノ端前 (有)中部工芸横	H22. 7. 1
		東境自治会	高山集会所	H22. 11. 1
		野田自治会	ピアゴ東刈谷店南駐車場	H23. 2. 1
		刈谷東部自治会	東部市民館敷地内	H23. 2. 1
23	3	一ツ木自治会	一ツ木市民館敷地内	H23. 6. 1
		刈谷東部自治会	寿町カメリオンビル前駐車場	H23. 7. 1
		東境自治会	東境町上野 4 6 番地	H23. 11. 9
24	2	泉田自治会	泉田市民館南	H24. 8. 1
		小山自治会	恩田青山集会所	H24. 11. 12
25	1	泉田自治会	泉田市民館駐車場	H25. 12. 18
26	4	一里山自治会	一里山市民館敷地内	H26. 7. 15
		元刈谷自治会	元刈谷市民館敷地内	H26. 9. 30
		井ヶ谷自治会	井ヶ谷市民館敷地内	H26. 10. 15
		今岡自治会	今岡市民館敷地内	H27. 3. 19

(このページは空白です)